

新温泉町告示第67号

新温泉町民間集合賃貸住宅等建築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯、若者夫婦世帯及び単身女性（以下「子育て世帯等」という。）の居住の選択肢を広げ、移住・定住による人口の増加を図るため、子育て世帯等の入居促進を目的とした民間集合賃貸住宅等を建築する者に対して、その費用の一部を補助する新温泉町民間集合賃貸住宅等建築事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する新温泉町民間集合賃貸住宅等建築事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間集合賃貸住宅等 国、県、町その他の地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社以外の者が所有し、賃貸借契約を締結して居住用として賃貸する集合住宅（戸建のものを含む。）をいう。ただし、社宅、寮、寄宿舎その他これらに類するものを除く。
- (2) 入居者 補助対象とする住戸に入居する者をいう。
- (3) 子育て世帯 入居契約時において、生計を共にする18歳未満の子が同居している世帯をいう。
- (4) 若者夫婦世帯 入居契約時において、夫婦ともに39歳以下であって、婚姻届出（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合においては事情の発生をいう。）の後5年以内の世帯又は入居後6か月以内に婚姻届を提出する予定がある世帯で、子育て世帯でない世帯をいう。
- (5) レディース住宅 単身女性専用の民間集合賃貸住宅等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に民間集合賃貸住宅等を建築し所有者となる法人又は個人であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 新温泉町税条例（平成17年新温泉町条例第71号）第2条第2号に規定する徴収金、新温泉町国民健康保険税条例（平成17年新温泉町条例第111号）第2条第1項に規定する国民健康保険税及び町税外収入金（以下「町税等」という。）について滞納がないこと。
 - (2) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 町長は、複数の補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合にあっては、別に定める手続により、適当と認める補助対象者を選考することができるものとする。

(補助事業の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する子育て世帯等の入居促進を目的とした民間集合賃貸住宅等を建築する事業とする。ただし、他の補助制度により国又は地方公共団体等から補助を受けるものを除く。

- (1) この事業の趣旨に沿った4戸以上の民間集合賃貸住宅等であること。
- (2) 敷地内に住戸1戸当たり1台以上の駐車場が確保されていること。
- (3) 各戸に専用の玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されていること。
- (4) 組立式仮設建築物などの簡易的なものでないこと。
- (5) 上水道、公共下水道などに接続していること。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合していること。
- (7) 建築地が土砂災害、浸水等の災害が想定される区域内でないこと。ただし、宅地開発及び分譲に対し、安全上の対策を講じたものを除く。
- (8) 第13条の規定により入居募集を行う民間集合賃貸住宅等であること。
- (9) 民間集合賃貸住宅等として、第9条の補助金の額の確定通知の日から10年間維持管理すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、民間集合賃貸住宅等の建築に要する経費（以下次項において「補助対象経費」という。）とする。なお、駐車場整備等の外構工事に係る費用、用地取得費及び造成費は含まないものとする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額の3分の1に相当する額とし、1棟につき1戸当たり300万円を上限とする。ただし、レディース住宅を建築する場合は、1棟につき1戸当たり400万円を上限とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、建物全体・各戸の求積図等）
 - (2) 見積書の写し（工事の施工内容、積算内容及び数量・単価等の根拠が確認できるもの）
 - (3) 土地の登記事項証明書（借地の場合は、土地の賃貸借契約書の写し）
 - (4) 町税等に滞納がないことを証明する納税証明書等
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その

旨を当該申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の規定による補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）に際して、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金の額の変更を伴う補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更であって、当該事業の目的及び補助金の額に変更がないもので町長が認めるものについては、この限りでない。

- （1） 交付申請の際に添付した資料のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
- （2） その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、補助金交付変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知し、変更又は中止を承認しないときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付決定の通知の日（以下「交付決定通知日」という。）の属する年度の3月15日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の土曜日又は日曜日でない日）までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書（写し可）
- （2） 工事請負契約書の写し（民間集合賃貸住宅等を所有者が自ら施工する場合を除く。）
- （3） 建物、附帯設備等の支払領収書の写し（民間集合賃貸住宅等を所有者が自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類）
- （4） 建物、附帯設備等の完成写真（内部及び外部を撮影したもの）
- （5） 入居募集したことを確認できる入居者募集広告等の写し
- （6） 実績報告書を提出した日よりも前に入居者募集を開始したことを証する書類
- （7） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内又は交付決定通知日の属する年度の3月末日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の土曜日又は日曜日でない日）のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求に基づき補助事業者に補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他町長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用ものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときに、既に補助金が交付されている場合は、その取消しに係る補助金について、期限を定めて、補助金返還通知書（様式第9号）により補助事業者に通知し、補助金の返還を求めるものとする。

(入居者募集の開始)

第13条 補助事業者は、交付決定通知日から第8条の実績報告書を提出した日までに入居者募集を開始し、その開始をした日から10年間は子育て世帯等に限定して行い、当該期間は子育て世帯等以外の世帯を対象住戸に入居させてはならない。

(関係書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に関する書類（工事請負契約書、入居者との賃貸借契約書、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等）を常に整備し、第9条の補助金の額の確定を通知した日（以下次条において「確定通知日」という。）から10年間保存しなければならない。

(補助事業者の責務)

第15条 補助事業者は、この要綱に基づく補助を受けた民間集合賃貸住宅等を確定通知日から10年間（以下「維持管理期間」という。）適切に維持管理し、また、町からの求めに応じ、民間集合賃貸住宅等の管理状況を遅延なく報告しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定を受けた事業の実施に当たり、この要綱その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 補助事業者は、交付決定を受けた事業の情報発信及び事業検証等町が行う事業の推進に向けた取組に協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産である対象建物（以下「補助財産」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、又は取り壊すこと（以下「財産処分」という。）をしようとするとき

は、財産処分承認申請書（様式第10号）及び次に定める書類により町長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の全部に相当する金額をあらかじめ町に納付した場合又は維持管理期間を経過した場合は、この限りでない。

（1） 財産を譲受人に対し譲渡又は交換する場合 補助事業に係る義務の継承の内容を示す書類（様式第11号）

（2） 前号の場合において、譲受人以外に対象建物の所持者（共有者）がいる場合 義務の継承の内容に関する同意書（様式第12号）

（3） 補助事業に関する確認書（様式第13号）

2 町長は、前項の財産処分承認申請書を受けた場合は、財産処分承認通知書（様式第14号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の規定による承認を受けて財産処分を行う場合、当該処分を証する書類を、町長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、維持管理期間内に第1項の規定に基づく譲渡又は交換による補助財産の処分を行う場合において、当該補助財産の処分が補助金の交付の目的に反しないと認められるときは、前条に定める責務を譲受人に継承しなければならない。

5 財産処分を行った補助事業者は、維持管理期間に対する残存期間（維持管理期間から経過期間を差し引いた期間をいう。以下同じ。）の割合を補助金額に乗じて得た額を、町長が通知する補助金返還通知書に従い、町に返還しなければならない。ただし、補助財産の処分が補助金の交付の目的に反しない場合は、この限りでない。

6 補助財産の譲受人は、その譲り受けた補助財産について、補助金の交付の目的に反することとなった場合は、維持管理期間に対する残存期間の割合を乗じて得た額を、町長が通知する補助金返還通知書に従い、町に返還しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付その他の手続に関しては、同日後も、なおその効力を有する。